

1. 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。
- 2 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500 億円程度
（平成 17 年度分（暫定））	4,250 億円）
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170 億円程度
・社会保障（国民健康保険を除く）	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

税源移譲額 合計	24,160 億円程度
----------	-------------

3. 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

平成 17 年度及ひ平成 18 年度に行う 3 兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

取組み状況	概要
内閣本府	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金等
総務省	消防防災設備整備補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500 億円程度の減額（暫定） （うち 17 年度分（暫定）4,250 億円） その他の国庫補助負担金等
厚生労働省	要保護及準要保護児童生徒扶助費補助金 教員研修事業費等補助金、高等中学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金 等
農林水産省	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金 児童保護費等補助金（産付代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金 負担金 等
経済産業省	経営体育成基盤整備事業費補助、台山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保全林整備台山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金 等
国土交通省	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金 産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金 等
環境省	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設助成金、子補給補助 等
合計	環境監視調査等補助金 鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助 等
(正) 28 380 億円のうち	17,700 億円は税原移譲につながる改革 4,700 億円はスリム化の改革 6,000 億円は交付金化の改革

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO	省庁名	事 例	各 府 省 の 対 応
1	厚生労働省	木造による社会福祉施設の整備が困難。	構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している
2	厚生労働省	幼稚園 保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室をもうけることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。	構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。
3	農林水産省	中山間地域格差整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。	地域再生計画の申請があり 認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。
4	財務省	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならないため、ボランティア団体への貸出しができない。	合理性がある場合には 各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお、地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。
5	経済産業省 環境省	廃棄家電の引取等に関する監督事務について地方公共団体は権限を有していない。	現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する
6	国土交通省	福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。	基準 審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが 市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。
7	厚生労働省	個別的労使紛争の解決が国の事務とされ 地方と競合している。	複数の機関がそれぞれの性格に合った機能を持ち 当事者が選択できるノスタムとしている。
8	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を生かすことができない。	持続性の高い農業生産方式の範囲(同方式を構成する技術)について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。
9	国土交通省 農林水産省	海岸保全施設の整備が一体的にできない。	平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。
10	経済産業省	商工会議所の定款(役員及び部会部分)変更の認可権限が国と都道府県に分割されている。	地方からの提案の詳細 具体的なニーズ等を確認した上で 真摯に検討する。

別紙3

(主) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について 各府省から提出された検討結果等をまとめたものである